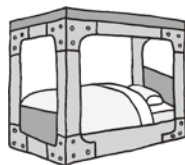


地震対策支援事業を活用しよう

過去の地震では、旧基準木造住宅の倒壊によって下敷きになり、多くの方が亡くなったり大けがを負っています。寝室に耐震シェルターを設置するなど倒壊による被害の対策をしましょう。

また、新耐震基準の住宅においても地震が発生すると家具の転倒・落下の恐れがあります。家具を固定し転倒・落下を防止しましょう。寝室や子ども部屋には家具を置かないようにしたり、背の低い家具にするとともに、倒れた家具が出入口をふさがないように家具の向きや配置を工夫しましょう。



○耐震シェルター設置に対する補助

対 象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅(階数が2階以下のもの)について行う、耐震シェルター設置工事	
補助金額	耐震シェルター	設置費用の3分の2の額と25万円を比較して、いずれか少ない額
	三重県型シェルター	設置費用の3分の2の額と40万円を比較して、いずれか少ない額

耐震シェルターとは 通常寝室内に設置する箱型避難所です。就寝中などに住宅が倒壊した場合でも、居住者の生命の安全を守ることが期待できます。

○川越町災害時要支援者家具固定事業

対 象	1. 65歳以上の単身世帯の方 町内にお住まいで、以下のいずれかに該当する方 2. 夫婦の合計年齢が130歳以上の高齢者のみの世帯 3. 身体障害者手帳の交付を受けている障害者のみの世帯 4. 療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯 5. その他町長が特に必要と認める方
事業内容	住宅の寝室や居間に置かれた家具を3台まで固定(無料)

※家具の固定は業者を派遣し施工します。固定に関して申請者の負担はありません。

※家具固定事業を希望される場合は、12月末までの申請が必要です。

問合せ先 防災安全課 TEL366・7120

第7次川越町総合計画後期基本計画(案)への意見募集

「総合計画」とは、町がめざすべき将来の姿と、それを実現するためにどのような方針でまちづくりを進めていくかという指針を定めた最も基本的な計画です。

まちづくりを町民のみなさん、様々な団体や民間事業者の方々と協働で進めていくため「第7次川越町総合計画後期基本計画(案)」への意見を募集しています。

計画期間：令和8年度から令和12年度の5年間

応募フォーム



募集期間 9月19日(金)から10月17日(金)まで

閲覧場所 町HP、役場1階総合案内、3階企画情報課、いきいきセンター・あいあいセンター窓口

記載事項 様式自由、第7次川越町総合計画後期基本計画(案)への意見と分かるように記載してください。
・〇ページ ○〇の○○○○について
・住所、氏名、電話番号

提出方法 QRコード、郵送、ご持参のいずれかで提出してください。なお、お電話でのご意見はご遠慮ください。

対 象 者 町内に在住、在勤の方

提出・問合せ先

企画情報課 〒510-8588 川越町大字豊田一色280 TEL366・7112

住宅の耐震化に対する補助制度 旧基準木造住宅の耐震診断を無料でを行っています

耐震診断以外にも補強設計・補強工事・除却工事等に対して補助制度があります。補助を受けるには、耐震診断を行うことが必須です。まずは無料で耐震診断を受けましょう。

いつ起きてもおかしくない大地震に備えるため、制度を利用して住宅の耐震化を進めましょう。

一般診断の判定表

上部構造評点	判 定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

■木造住宅耐震補強設計に対する補助

対 象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅で、評点を1.0以上にする補強設計
補助金額	1棟当たりの耐震補強設計に要する経費の18万円を上限とした額 精密診断法*の場合は、上記の額に16万円を加算した額 ※精密診断とは、壁や天井の一部はがすなどして内部を確認することで、より正確な調査を行う診断方法です。正確に補強すべき場所が判定でき、合理的な補強が可能となるため、改修工事の費用を抑えることに繋がります。

■木造住宅耐震補強工事に対する補助

対 象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅で、評点を1.0以上にする工事で、補強設計を反映したもの
補助金額	下記の合計額 ①令和8年度まで100万円(上限) ②1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の5分の2の額と57万5千円を比較して、いずれか少ない額 ③1棟当たりの耐震補強工事に要する経費より上記①と②の額を除いた額と15万円を比較していずれか少ない額 耐震補強工事とあわせて行うリフォーム工事 1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の1の額と20万円を比較して、いずれか少ない額

■木造住宅除却工事に対する補助

対 象	木造住宅耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅*を除却する工事
補助金額	1棟当たりの除却工事に要する経費の23%の額と30万円を比較して、いずれか少ない額

※旧基準木造住宅…昭和56年5月31日以前に着工もしくは完成しているもの

在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅

延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されるもの

- 木造住宅耐震診断において評点が0.7未満と判定された旧基準木造住宅について、評点を0.7以上となるように簡易補強する工事についても、補助制度がありますのでお問い合わせください。
- 耐震補強設計・耐震補強工事(簡易耐震補強工事を含む)・除却工事の補助事業は、申請された当該年度末(3月末日)までに必要関係書類の提出を完了する必要がありますので、ご注意ください。
- 耐震補強工事を行った場合には、固定資産税(家屋)を減額する制度があります。
- 事後申請は受付できません。
- 詳しい条件等については、各補助金申請の前にご確認ください。

問合せ先 産業建設課 TEL366・7117